資料１

令和７年度重点医師偏在対策支援区域における
診療所の承継・開業支援事業の支援対象医療機関

１．事業活用希望調査

⑴　調査期間

令和７年６月９日（月）～27 日（金）
（書類提出期限　令和７年７月 11 日（金））

⑵　募集方法

・　島根県ホームページにて募集
・　島根県医師会長及び各郡市医師会長あてに、募集について島根県ホームページに掲載したことを通知するとともに、管内の診療所に周知いただくよう依頼
・　各市町村長あてに、募集について島根県ホームページに掲載したことを通知するとともに、市町村内の診療所への周知について協力要請
・　各保健所長あてに、募集について県ホームページに掲載したことを通知するとともに、各郡市医師会長及び各市町村長あての周知内容を情報提供

２．応募事業者

⑴　町立奥出雲病院

・施設名称：町立奥出雲病院附属横田診療所（仮称）
（奥出雲町横田に所在する永生クリニックの事業を承継）
・施設所在地：仁多郡奥出雲町横田 1063 番地１
・承継年月日：令和８年４月１日
・対象事業：設備整備事業

【参考】

（以下、厚生労働省へ確認）

Ｑ　令和８年４月１日に個人事業者から町立病院へ診療所を承継するにあたり、今年度中に町立病院において設備整備を行う場合、今年度の当該事業を活用することは可能か。

Ａ　令和７年度中に設備整備事業が完了した場合は、開業が令和８年４月１日になったとしても、今年度事業の補助対象とする。

３．応募事業者を支援対象医療機関とすることに対する県の考え

重点医師偏在対策支援区域内において診療所の承継を予定しており、地域の医療提供体制の確保が図られると認められるため、支援対象医療機関としたい。